

令和7年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月10日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年12月10日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第79号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第80号 八峰町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第81号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第82号 八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 第8 議案第83号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第84号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第85号 八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第11 議案第86号 能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第12 議案第87号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）
- 第13 議案第88号 令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第89号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第90号 令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 第16 議案第91号 令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第92号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第93号 令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 陳情第6号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、
国に意見書提出を求める陳情
- 第20 陳情第7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に
意見書提出を求める陳情
- 第21 陳情第8号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国
への意見書提出を求める陳情書
- 第22 陳情第9号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被
害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 第23 陳情第10号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を
求める意見書提出の陳情

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長	堀内満也	副町長	田村正
教育長	鈴木洋一	総務課長	岡本勇人
財政課長	堀内敬文	企画政策課長	高杉泰治
建設課長	浅田善孝	防災町民課長	工藤善美
農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	成田拓也
税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石上 義久 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和7年12月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会の副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、12月2日、議会運営委員会を開催し、11月25日付けで議長から諮問のあった令和7年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、本会議上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期については、ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により本日から12日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長報告のとおり、本日から12日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、一昨日の夜遅くに青森県東方沖でありました大きな地震により被害に遭われました地域や被災者に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この地震により、本町では震度3を観測したところでありますが、幸いにも被害は確認されておりません。

しかしながら、気象庁では「北海道三陸沖後発地震情報」を発表していることから、今後1週間程度は、巨大地震への備えを強く意識してまいりたいと考えております。

次に、8月に発生した豪雨災害の復旧についてであります。

農業施設については農地災害が1か所、公共土木施設については道路2か所、河川3か所の合わせて5か所について災害査定が終了しております。

今後の工事発注の見通しにつきましては、本定例会に関係予算を提案しており、ご可決いただき次第、速やかに事務手続きを進めるとともに、被災箇所の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、クマによる被害の状況についてであります。

今年、全国的にクマの出没が多発しており、県内では、11月末現在で捕獲頭数が2,400頭を超え、亡くなった方も含め人身被害が66件となるなど、深刻な状況となっております。

また、町内においても、町民から多くの目撃情報が寄せられており、町では、防災行政無線や町公式LINE等を活用し、住民への周知を図っているほか、地元猟友会に対し見回りや駆除等を依頼し、これまでに76頭を捕獲しております。

さらに、自衛隊には、11月14日から10日間、おりの巡回やドローンを活用したクマの出没経路の確認など、町のクマ対策への活動支援を行っていただいたところでありませす。

これまでご尽力いただきました猟友会並びに自衛隊の皆様には、心から感謝申し上げますとともに、引き続き、猟友会や警察等の関係機関と連携を強化しながら、町民の安全で安心な暮らしを守るよう努めてまいります。

次に、11月25日に行った東北電力ネットワーク株式会社能代電力センターとの「災害時の協力に関する協定」の変更についてであります。

この協定は、災害時に大規模な停電が発生した際、迅速かつ円滑な電力設備の復旧活動を行うことを目的に、平成24年に締結したものでありますが、このたびの内容は、倒木による停電などを未然に防止するため、樹木の事前伐採を積極的に進めることを追加したものであります。

近年は、気候変動の影響により、全国各地において大規模な自然災害が相次いで発生しており、それに伴う停電のリスクも高まっていることから、町では、今回の協定締結を契機に、災害を未然に防止する取り組みを推進し、更なる防災力の強化に努めてまいります。

次に、11月2日に実施しました八峰町総合防災訓練についてであります。

この訓練は、秋の火災予防運動の実施計画に基づき毎年同時期に実施しておりますが、今年、岩子地区を会場に、「さくら園」付近で火災が発生したという想定で行いました。

当日は、地域住民の火事ぶれや一一九番通報、初期消火訓練のほか、周辺の消防団がいち早く駆け付け、ポンプの連結操作による火災防ぎょ訓練を行うなど、火災発生時の行動を確認したところであります。

これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、引き続き、住民の皆

様と一体となって火災予防運動を展開し、今冬の無火災を目指してまいります。

次に、秋の行政協力員会議についてであります。

11月27日、峰栄館において開催し、各自治会から出された町道の補修や危険木の除去など25件の要望について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら、改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、昨年2月にふるさと逸品協定を締結した大阪府泉佐野市との交流事業についてであります。

泉佐野市では、大阪・関西万博に合わせて「りんくうE X P O」を開催し、本町と同様に泉佐野市とふるさと逸品協定等を締結している全国の自治体が集結し、それぞれの特産品の販売やP Rを行ったところであります。

本町は9月6日から2日間の参加でありましたが、当日は天候にも恵まれ、開場前から400人以上の列ができる賑わいを見せ、持参した特産品は早々に完売するなど、十分にP Rできたと実感しております。

今後こうした交流を続けながら、両市町の信頼の構築と発展に繋げてまいりたいと考えております。

次に、「女性活躍推進事業」についてであります。

10月23日と11月21日に、キャリアコンサルタントの石田万梨奈氏と吉野陽子氏を講師に迎え、「共働き夫婦のH A P P Yライフ術」と題して講座を開催いたしました。

当日は、講師によるアドラー心理学を基にした家庭で使える思考法などを学び、参加者からは非常に有意義であったと好評を得たところあります。

一方で、「自分だけ知っていてもうまくいかない」、「夫婦揃って受講すべき」等のご意見をいただいたところであり、今後は、そうした意見も参考にしながら、引き続き女性活躍の環境づくりを進めてまいります。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月18日に、札幌サンプラザにおいて北海道八峰町ふるさと会が、また、11月16日には、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において八峰町関東ふるさと会総会が行われました。

町からは私とともに町議会や商工会等が出席し、日頃から様々な方面でご支援をいただいていることに感謝の意を申し上げたほか、町の近況をお伝えしてまいりました。

両ふるさと会は、会員の減少等の課題を抱えつつも事業の継続に意欲的に取り組んでいるところでありますので、町といたしましても、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、学校等再編検討委員会についてであります。

11月20日、諮問していた「八峰町学校等の再編」について、学校等再編検討委員会から答申がありました。

答申の内容は4点あり、1つ目の小学校再編の具体的な方策については、八森小学校と峰浜小学校を統合すべきである。

2つ目の再編後における学校の適正配置については、統合小学校は現在の峰浜小学校に配置すべきであり、中学校を含めた再編については、町の財政上可能な時期に、一体型もしくは隣接型で現在の中学校エリアに整備することが望ましい。

3つ目の再編に向けたスケジュールについては、小学校の統合は令和12年度を期限として、できるだけ早急に実施することとし、その間は複式学級の解消に努めるべきである。

4つ目の今後の子ども園については、統合は町の子育て環境を考慮し検討すべきであるという内容でありました。

町では、この答申を受け、来年1月に総合教育会議を開催し、答申内容を尊重しながら、今後の小学校の統合や町全体の教育環境などについて協議してまいります。

本答申に際しまして、川尻茂樹委員長をはじめ委員の皆様には、お忙しい中、貴重なご意見をいただき、心より感謝を申し上げます。

次に、八峰中学校の生徒の活躍についてであります。

10月31日から11月2日に大館市ニプロハチ公ドームで開催された「第17回秋田県中学校秋季軟式野球大会」において、東雲中学校と合同で出場した八峰中学校野球部が見事優勝を飾りました。

合同チームには八峰中学校から監督と7名の選手が参加し、合同練習の時間が十分とはいえない状況でありましたが、準々決勝から決勝までの3試合、堅守とチャンスに強い打線がかみ合い、他チームを寄せ付けることなく優勝に輝きました。

また、「第64回秋田県中学校秋季陸上競技大会」では、1年1,500mの部で、小林光

晟さんが第1位に、「第27回秋田県中学校秋季バドミントン大会」では、能代ジュニアに所属する1年生の笹本杏さんが、女子個人複合で優勝、団体でも準優勝の栄誉に輝きました。

地域に元気と希望を届けてくれた八峰中学校の各選手や関係者の方々に感謝を申し上げますとともに、今後の更なる活躍を期待しております。

次に、第20回八峰町文化祭についてであります。

11月8日から3日間行われた展示部門には、書道や写真、俳句や短歌、生け花、手芸作品など、個人や団体を合わせて856点の出品があり、400名を超える方々から鑑賞していただきました。

また、11月9日に開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱や、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど20演目に213名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

さらに、当日は、小中学生が自ら企画、作成したオリジナル商品の販売を行い、モノを売る楽しさを感じるとともに、改めて町の魅力を学んでおりました。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに通勤手当の額をそれぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定については、旅費法の一部改正に伴い、条例の全部を改正するとともに、条例を参照している関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、児童福祉法等の改正に伴い、

関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法及び省令の改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、子ども・子育て支援法の一部改正により乳児等通園支援事業が創設され、令和8年度から実施が義務づけられていることから、児童福祉法の規定に基づき設備及び運営に関する基準を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、当該協定に新たな取り組みを追加すること等について、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、1億6,666万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を73億919万9,000円とするもので、主な歳出は、今年8月の豪雨災害復旧費のほか、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、5,624万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,379万6,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費の追加であります。

議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、3,040万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,754万9,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、1,978万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億4,271万7,000円とするもので、保険料収入の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、123万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億489万1,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額から504万1,000円を減額し、2億4,651万3,000円とするほか、資本的支出の予定額に898万7,000円を追加し、1億8,432万4,000円とするもので、収益的支出については、給与改定及び職員の退職に伴う人件費の補正であり、資本的支出については、

水沢橋橋梁添架管移設工事に伴う実施設計委託費の追加であります。

議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に79万5,000円を追加し、4億7,372万7,000円とするもので、給与改定による人件費の追加であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は15議案であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、一般職の職員の給与を平均3.07%引き上げること、期末手当及び勤勉手当の支給率を年間でそれぞれ0.025カ月引き上げること、通勤手当を実態に基づいて引き上げること等を勧告しました。また、人事院勧告に準拠して宿日直手当等の改定についても勧告を行っております。

それでは、このたびの改正内容についてご説明いたします。

第1条をご覧ください。第1条の前段は、通勤手当について、自動車と自動車以外の通勤用具による手当の額を一本化するものでございます。中段は、宿日直手当について、職員の区分に応じて4,400円から2万1,000円の範囲で定められている額を、4,700円から2万3,500円の範囲でそれぞれ増額改定するものでございます。後段は、令和7年12月期の一般職の職員及び再任用職員の期末手当の支給率を0.025カ月、勤勉手当の支

給率を0.025カ月、それぞれ引き上げるものでございます。ページ中ほどからの別表は、引き上げ額の給与表でございます。

10ページほどめくっていただき、第2条をご覧ください。よろしいでしょうか。第2条の前段は、駐車場料金を通勤手当の支給対象に加えるもので、月額5,000円を限度として支給するものでございます。後段は、令和8年の以降の一般職の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.2625カ月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.0625カ月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.7125カ月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.5125カ月にするものでございます。

なお、附則において、適用日を、第1条中、別表第1、別表第3、通勤手当及び宿日直手当については令和7年4月1日と、その他の改正については令和7年12月1日と、第2条については令和8年4月1日とそれぞれ定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例を改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和7年12月期の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和8年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.6875カ月とするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和7年12月1日、令和8年4月1日と定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この知事の給与及び旅費に関する条例一部改正ということで、説明資料、議会のタブレットの説明資料によりますと、知事の報酬アップに伴うというふうなことが載っております。で、この議案の理由には、必要があるからということありますけれども、知事の報酬がアップされれば町長もアップするのか。そういうことではなくて、これはやはり特別職報酬審議会というものを設置するべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課

長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

説明資料として提出しました改正要旨につきまして、改正理由の方に「知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に鑑み」ということで記載をしておりますが、あくまでも「鑑み」、参考にしてという意味でございます、連動としてという意味でございませんのでご理解願いたいと思います。

なお、特別職報酬等審議会につきましては、報酬の改定を審議する場所でございます、期末手当等の支給率については検討の対象外となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

説明のこの、まあタブレットの理由によりますと、必要があるからということではちょっと説明になりません。知事の報酬アップに鑑みということ、まあ参考にするということですけども、知事はじゃあどこを参考にするかといえば国を参考にすると思います。で、国は首相、そして閣僚の議員報酬は、これはアップされておられません。返納しております。こういうことを考えますと、やはり特別職の報酬はどういうものなのか、それを町民の中に入れた審議会というものが必要だと思えます。その上で、期末手当に対する答申を受けてここに出されるべきだと思えますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和7年12月期の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和8年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.7125カ月とするものでございます。

なお、附則において、適用日を令和7年12月1日、令和8年4月1日と定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対の討論をいたします。

議員のこの期末手当の報酬については、人事院勧告にももちろん従う根拠はありません。

で、理由として必要があるからということだけでは、ちょっと町民の理解が得られません。

当町の生活実態というのは、高齢化に伴って人口の半分以上がもう高齢化、年金者暮らしであります。その人たちは物価の値上げに対して示された政策が何もなくて、毎日この物価高と戦っております。こういう状況の中で議員報酬の期末手当のアップというのは、町民の理解を得られないということから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、旅費等の一部改正等に基づき、旅費条例の名称及び内容の全部を改正し、併せて旅費条例を参照する関係条例を一括改正しようとするものでございます。

右側のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

旅費法の改正に基づき、旅費の支給額を従来の定額支給から原則として最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合に要する実費を支給するように改めるものでございます。

続いて附則をご覧ください。

なお、附則において、適用日は令和8年4月1日とするほか、改正前の条例を参照している八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、八峰町公民館条例、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、適用日以後の旅費等について当該条例を参照するように改正するものでございます。このことを定めておりますのが附則の第2項から第11項まででございます。

また、八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者等に関する費用弁償に関する条につきましては、当該条例に規定していた職員又は職員以外のものが町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合の旅費又は他の法令に特別の定めがある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合に旅費を支給することができる旨を、このたびの旅費条例に含めて制定することから、附則の第13項において、これを廃止するものでございます。

説明資料として改正要旨を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法等の改正により、虐待に関する通報義務等が創設されたため、関係条例の一部改正をするものでございます。

次ページが改正文となっております。

第1条が八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条が八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の一括改正となります。

第1条については、第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるもので、第2条については、第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。いずれの改正も虐待対応の強化、施設における職員に対しての虐待、それからその他心身の影響に与える行為を禁止する事項を追加するものでございます。

これらの改正に関する新旧対照表をタブレットに提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 八峰町の子ども園、それから放課後児童クラブで、虐待がどのような場合が虐待となるのか。そういうふうな職員の学習会とか、それから、どういう基準がなるのか。そういうのを文書があったら提出してもらいたいと思いますが、一応説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次

長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

子ども園及び放課後児童クラブにつきましては、子ども園は園内研修、それから園外研修で研鑽してるところでございます。放課後児童クラブの支援員さんも県の方の研修等で研修してるところでございます。そして、この関係の文書等につきましては当然でございますので、後ほどご提示したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 虐待の禁止事項について書いてありましたけども、一旦虐待が起きた場合の罰則規定のようなものは全然なかったと思いますが、それについてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

まず虐待につきましては、虐待事案が発生・確認できた段階で通報という義務がございます。その通報された後で調査・検討、検討というか、された上で事実判明をされて、その後での罰則、そういったものが出てくるものになっておりますので、こちら町の方の今の条例改正の方には出てございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、虐待に関する通報義務等の創設及び入所児童の健康診断等の取扱いが変更されたため、所要の改正を行うものでございます。

次のページが改正文となっております。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、第18条第2項を「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等はそれぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。」と改めるものです。この18条第2項の改正の部分につきましては、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業で使う健康診断と内容が合致すれば、健康診断を行わないことができるということの追加の改正となっております。

この改正に関する新旧対照表等をタブレットに提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられることとなり、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次ページから制定の内容となっております。

この条例の制定の経緯につきましては、児童福祉法の改正により、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設されたことから、条例により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例の主な制定内容は、1つ目が総則、通則、第1条から第21条まででございます。2つ目が乳児等通園支援事業の区分ということで、一般型乳児等通園支援事業、それから余裕活用型乳児等通園支援事業の区分です。3つ目が一般型乳児等通園支援事業の基準を定めてございます。4つ目が余裕活用型乳児等通園支援事業の基準を定めてございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっといろいろ質問があります。これは、まず保育の、まあ保育所は保育をすることができないということで親の都合によって、親っていうか就労する、保育ができないという理由ですけれども、これはそういう理由ではなくて、どんな理由でも構わない。理由はどうでもいいし、そしてその預ける地域、八峰町以外でも構わない。八峰町以外からここを通過するにあたって、まあ国会でもいろいろ論議されましたけれども、スマホで空いてるところがあれば、ここの保育園が空いてるからここにちょっと申し込むとか、そういうふうな申し込みの方法になっているのではないですか。別に町内のっていう子どもの限定はありません。そのことについてと、それから、まあこれは保育の混乱を招くっていうことは明らかですけれども、保育現場ではどのような声があったのでしょうか。それと、申し込みにあたってどういう状態で、まあ保育園に入るんだったら細々いろいろ対面で聞かれますけれども、アレルギーがあるとか、それから病気を抱え、見た目には分からないけれども病気を抱えてるとか、そういう病歴についてはどういうふうにか把握して受け入れる、こういうことになるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

1つ目の、この事業は町内限定ではないのかというお話ですが、これについておっしゃるとおりで、誰でも通園という、この乳児等支援事業につきましては誰でも通園制度ということですので、町村問わず利用できる事業でございます。

で、2つ目につきましては、現在保育園の方でどうなのかということですが、この前にご説明、12月1日にご説明したとおり、対象の年齢が3歳未満のお子さんでございます。利用できる年齢は3歳未満のお子さんでございますので、現在の3歳未満の担当しておる職員については特段問題はございません。ただし、この前お話したとおり、認定子ども園としての入所定員枠等がありますので、その余った部分で町は事業実施したいというところでございます。

あと付け加えますと、ただいまの条例の説明につきましては、これは民間事業者がこの事業を行う場合の基準の設定でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 民間事業と言いますけれども、対象は、入所するのは認定保育園、2つの認定保育園ということになっております。そして、中身の中に当該一般型乳児通園支援事業を利用している、利用してるです、これを利用している乳幼児の人数、これを利用する人数が3人以下。既に保育をしている保育園の児童ではなくて、これを利用している乳幼児の人数が3人以下。乳幼児ですので、ゼロ歳、1歳、2歳、その子どもたちが3人以下であることということになってます。ということは、なかなかこういうところでは定員に満たない保育園の現状です。で、定員割れは時期的に、特にゼロ、1、2歳は育児休暇、それから産休明けということで入所時期はばらばらであります。で、ばらばらであって、最終的に年度末に定員いっぱいになるか、ならないかということではないかと思えます。で、まあ4月、5月の空きがあるからという状況に、この理由は問いませんので、まあここを通過した時に友達2人、3人で、ちょっとここの保育園空いてるから行こうか、どういうふうな申し込みの方法があるかしらということで、子どもの都合ではなくて、やはり大人の都合によってこれが利用されるということになります。

それと、親子でもこれを利用する。まあ1歳の子どもと一緒にお母さんが、これを見ますと自由に好きなどころを利用できるとあります。保育室、それから乳児室、いろんなところを、ここの設備にあるところを自由に利用できる。して1時間、3時間。1時間300円ということでもありますけれども、先ほど答弁になかった、その病歴とか、それからどのくらい前に申し込むのかとか、そういうところは把握していますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 先ほどの質問一つ忘れまして、すいませんでした。

この事業の運営基準、特に町で行う場合の基準につきましては、まだ国、県の方から示されてございませんので、これから示されましたらそれを確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これにちょっと反対をいたします。

まだその一番肝心なところの、そのアレルギーがあるのかとか病歴があるのか、そしてどのくらい前から申し込むのか、そういうところがまだ国の方から示されていないとすれば、これを行うことには非常に危険性が伴います。まして、まあ今現にある保育園、これが必要に応じては3時間保育の場合は給食を与えなければなりません。で、給食も泣きわめく子供に給食を与える。そしてそれに対する専門の職員がつくのかどうなのか。この辺も定員割れをしてるからということで、多分ベテランの園長先生が全て賄うことになると思うんですけれども、そういうふうに非常に保育園が混乱してしまう。そして全部の施設を自由に使えるということはちょっと考えられません。これは国会の中でも議論がありまして、賛成したのは自民党と公明党だけで、あとほかの党全部がこれに反対をしています。これが今あいまいなままにこれを条例として本町が受けるとすれば、これは大変な混乱になると思いますので私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時8分より再開いたします。

午前11時03分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ご説明いたします。

議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

八峰町議会の議会に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。新たに連携する取り組みの追加等に伴い、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結しようとするものでございます。

次のページ以降が定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書です。

このたびの変更内容をご説明するにあたり、別にタブレットに掲載しております議案第86号説明資料にて説明させていただきます。議案第86号説明資料をお開きください。

提案の経緯についてであります。能代山本定住自立圏は、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、平成27年9月16日に能代市が中心市宣言を行い、同年12月25日に能代市と藤里町、三種町及び八峰町が一对一で定住自立圏の形成に関する協定を締結し、1市3町で形成しています。

このたび新たに連携する取り組みの追加及び国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正並びに字句等の整理に伴い、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結しようとするものでございます。

変更内容につきましては3点であります。1点目は、新たに連携する取り組みの追加です。圏域の労働力不足を解消するため、外国人材の確保に係る取り組みを追加するものであります。2点目は、連携する政策分野の見直しです。これは、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の見直しをするものであります。3点目は、字句等の整理をするものでございます。こちらにつきましては、県二次医療圏が見直されたことに伴い、字句等を整理するものであります。

以上の3点の変更内容について協定書の条文等に基づき整理したものが、議案書の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書であります。

議案書の方にお戻りください。

協定書の内容の方をご説明いたします。2段落目から6段落目に変更部分となっておりますので、ご説明いたします。

2段落目の「第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の項目を見直しするものでございます。

3段落目の「別表第1の1医療の表アの部中「二次医療圏域である」を削る。」につきましては、本ビジョン策定時、本県の二次医療圏は8つの圏域となっており、能代山本で1つの圏域となっておりましたが、現在は見直しされ、県北、県央、県南の3つの圏域となっていることから字句を整理するものでございます。

4段落目の「別表第1の4産業振興の表に次のように加える。」につきましては、圏域の労働力不足を解消するため、新たに外国人材の確保を連携する取り組みを追加するものでございます。これまでの表に「オ 外国人材の確保」を追加し、取り組みの内容として「圏域の労働力不足を解消するため、新たに外国人材を雇用する圏域企業への支援を行う。」を、甲の役割として「乙と連携・協力して、新たに外国人材を雇用する圏域企業に対する必要な支援を行う。」を、乙の役割として「甲と連携・協力して、新たに外国人材を雇用する圏域企業に対する必要な支援を行う。」を追加するものでございます。

5段落目の「別表第3の見出し中「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の項目を見直しするものでございます。

6段落目の「別表第3の1圏域内市町の職員等の交流の表中「職員の圏域マネジメント能力」を「資源制約に対応するため、職員の圏域マネジメント能力」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想要綱の一部改正に伴い、圏域市町職員の交流合同研修会の取り組みに係る甲である能代市の役割について、資源制限に対応するための視点を加えるものでございます。

次に、締結日についてであります。空欄としております。本議案につきましては、定住自立圏を構成する1市3町それぞれが今12月議会定例会に提案しており、議会の議決を経た後、首長の日程を調整し、締結することとしているためでございます。

なお、ただいま私が説明しました内容につきましては、先ほどタブレットでお開きいただきました議案第86号説明資料中「協定書中変更部分に係る説明」に記載しており、また、定住自立圏の形成に関する協定書の全文の対象表もタブレットに議案第86号参考資料として掲載しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 資源制約の意味は何となく推測はできるんですけど、もうちょっと分かりやすく具体的に説明していただけませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

資源制約の部分でございますけれども、一般的にはビジネスだったり、プロジェクト関係であれば、遂行に必要な時間、資金、人材とか材料などの資源を指す場合がよくあります。ただ、この定住自立圏推進要綱の文中を参照していきますと、こちらの方の定義では、人口減少や少子化に伴うインフラの老朽化、人手不足といった地域が直面する課題を指しているというような内容になってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はちょっと不明確な点がいろいろあります。これ、能代市と協定するというところで、まあほとんど企業が雇用するのは能代市が多いんでないかと思うんですけども、まあ現にも今、八峰町でも事業所で雇用してるところが2カ所ある、私のあれでは2カ所かな、あると思うんですけども、これに対して、この事業者に対してどう支援するというところで、定住するための町の支援っていうか、まあ我々も研修でいろいろ見てきましたけれども、やはり定住させるための町の施策、これは企業に対するだけの支援ということですけども、これに伴って当然町もやらなくていけないと思うんですけども、何かこう能代市の方に全部持って行って支援を町の方でもやるような感じになってしまうのではないかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに区分されるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の今質問の部分というのは、とりわけ外国人材の確保についてのことだというふうに思って回答するんですけども、こちらの方ですけども、それぞれの市町村、村

はないな、市町において自分方のまちにある企業が外国人材を雇用した際に補助するものであって、能代市での会社で外国人材を雇用したから八峰町の予算がそちらの方に使われるといったたぐいのものではございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 外国人労働者を、今までベトナム人とかおりました。石川地区に5人、宿舎に入って。地域ともかなり仲良く暮らして、私たちともちょっと交流したことがあるんですけども、ただその人たちは定住じゃないんですよ。もう何というか、就労支援の方から、企業の方から雇い、全国津々浦々点々として、石川にいた人たちは北海道、それから宮城、漬物屋とかコンニャク屋とか、いろんなところに2年、3年っていう計画で雇われて全国を点々としています。とても定住という中身じゃないんですけども、これ、この人たちを定住させるための計画ということになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

定住自立圏としての取り組みですので、どうしても定住というイメージが付きまとうかとは思いますが、こちらの方の今回の追加する項目の取り組み内容を見ていただければ分かりますとおり、労働力不足を解消するために外国人材を雇用するというのを目的としているものであります。ですので、まず助成の対象につきましても、例えば外国人材を新規雇用するための人材紹介料だとか、日本へ来るための渡航費、あと在留資格の手続きに要する手数料等を想定した内容となるものというふうに考えております。また、在留資格につきましても、能代市の方では規定を設けているようで、まず技術、人文知識、国際業務というものか、特定技能というふうに定義付けしておりますので、そちらの方につきましても本町のものを見合うものかどうかというものは検討していく必要があるかと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 労働力不足のために外国人に来ていただいて、それを賄うということですが、まあそういう外国人を雇用すると企業が支援を受けられる。こうなるとですよ、例えば、極端に言うと地域の日本人を雇用しないで外国人頼りになって、外国人を雇用して、そして町からの支援を受けるということも考えられると思うんですね。私はこの支援というのはどういう支援か分かりませんが、地域の人間を雇用しないで外国

人を雇用すると、町から何らかの支援を受ける。こういうことにも繋がっていくんではないかと、そういう危険があるわけですね。もう少し詳しいですね、そういう決まり、規則、そういうものをしっかり確立する、そういうべきではないかというふうに思うんです。いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

こちらの方の決まりですけれども、まず能代市のやっている事業をまず横展開するというので、大枠の方考えております。こちらの方は1市3町での取り組みということで考えているんですけれども、この外国人材の受け入れに関する助成をする内容につきましては、それぞれの町村で、その能代市の例規等を参考に、例規といいますか要綱を参考にしながら、町の実際の状況に合った内容で制定することが可能というふうに考えておりますので、こちらの方は要綱を作る際に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 定住自立圏構想というのは、これ国が定めたものに基づいて策定したものであるということを私は知らなかったんですけども、内容も全体を見たわけではないんですが、定住自立圏構想というよりは経済自立圏構想という内容になってるんじゃないかなと思うんですが、定住に関する規定もちゃんと書いてあるわけですよ。その定住に関する、この圏域の政策っていうのがちょっとよく分からないんですが、具体的にどういうものがあるか教えていただけませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

定住自立圏、まず定義的なものを申し上げます。定住自立圏の協定は、中心地宣言を行った一つの中心市とその近隣にある市町村が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて規定する事項を定める規定であって、それぞれ市町村において、その締結又は変更にあたっては議会の議決を経るというものであるんですけれども、この場合において、近隣の市町村であっても定住自立圏協定を締結するのは中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとするというこ

とが書かれております。

で、人口の、この最初のこの必要な生活機能の確保に向けて規定する事項というのが3つございます。そちらの規定する事項についてが、ちょっとタブレットの新旧対照表の方をちょっと今飛ばしますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

こちらの方の第3条に書かれているところに、該当する取り組みにおける甲乙の役割は別表1から別表3までとするということも書いてるんですが、ここのところ書いている(1)から(3)、こちらの方が定住自立圏の推進要綱に記載されている内容でございます。

その内容をさらに具体化して推進要綱に記載されているものが、次の、この説明資料の2ページ目の別表の第1(第3条関係)って書いているところなんですけれども、まず1つ目は分野的に医療です。で、次に福祉です。また教育です。というような形で、国の方の自立圏の方で、こういった分野で協定を行いますということが要綱で示されておりますので、その要綱で示されている内容を1市3町で、何というか、無理矢理新しいものを作るというよりも、既に各それぞれの市・町で取り組んでいるものを公倍数的に集約させて作った計画という意味合いが強い計画となっております。

以上です。

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億919万9,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条、地方債の変更につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございますが、年度内に支出が終わらない見込みの事業や、県事業の繰り越しに伴う事業につきまして、繰越明許費を設定するもので、水沢橋橋梁補修事業、急傾斜地崩壊対策事業のほか、令和7年8月豪雨災害に伴う公共土木施設及び農林水産業施設の災害対応事業の合計4事業でございます。

5ページをお開きください。

第3表、地方債補正の変更でございますが、ハタハタ館整備事業につきましては合併特例債を、水沢橋橋梁補修事業につきましては過疎債をそれぞれ減額し、農地農業用施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業につきましては災害復旧事業債を充当するものでございます。

9ページ・10ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず、歳入をご説明いたします。

11款地方交付税につきましては、補正予算の財源として5,582万6,000円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1目社会福祉費負担金につきましては、事業費の確定により、1つ目の国民健康保険基盤安定負担金から4つ目の国民健康保険未就学児均等割保険税負担金まで、それぞれの金額を追加するものでございます。

次の3目災害復旧費国庫負担金につきましては、令和7年8月豪雨による災害復旧事業の財源として、1節農地農業用施設災害復旧事業費補助金151万8,000円と、2節公共土木施設災害復旧費負担金3,985万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うための財源として、介護保険事業費補助金82万4,000円を追加するものでございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、給与改定に伴う放課後児童クラブ支援員の人件費の財源として、子ども・子育て支援交付金89万8,000円を追加するものでございます。

11ページ・12ページをお開きください。

16款県支出金1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明しましたが、事業費の確定により、1つ目の国民健康保険基盤安定負担金から4つ目の国民健康保険未就学児均等割保険税負担金まで、それぞれの金額をそれぞれ減額又は追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金につきましては、福祉医療費の財源として、医療給付費補助金290万円を追加するもので、次の2節児童福祉費補助金につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、給与改定に伴う放課後児童クラブ支援員の人件費の財源として、放課後児童健全育成事業費補助金89万8,000円を追加するものでございます。

次に、16款3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金につきましては、国勢調査事業の財源として、国勢調査交付金80万8,000円を追加するものでございます。

次に、19款繰入金1項2目自然再生基金繰入金につきましては、オフセット・クレジット推進事業の人件費の財源として29万3,000円を追加するものでございます。

次の3目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、赤ちゃん誕生祝金支給事業の財源として170万円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

19款1項4目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、給与改定に伴う森林環境譲与税事業の人件費の財源として12万3,000円を追加するものでございます。

次に、20款繰越金につきましては、補正予算の財源として3,404万円を追加するものでございます。

次に、22款町債1項4目商工債1節観光施設整備事業債につきましては、ハタハタ館整備事業の実績確定分の合併特例債330万円を減額するものでございます。

次の5目土木債3節橋梁整備事業債は、水沢橋橋梁補修事業について、補修から撤去に変更することにより過疎債が対象外となることから、1,930万円を追加するものでございます。

次の8目災害復旧事業債につきましては、令和7年8月豪雨の災害復旧事業の財源として、1節農林水産業施設災害復旧事業債130万円と、2節公共土木施設災害復旧事業債1,980万円をそれぞれ追加するものでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

補正予算のうち、人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でございますので、説明は省略させていただきます。

1款議会費は、人件費関係でございますので説明を省略し、次の17ページ・18ページをお開きください。

2款総務費1項4目及び5目は、人件費関係ですので説明を省略します。

6目企画費10節需用費につきましては、水沢橋の通行止めに伴い迂回対応している巡回バスの時刻表を再編するため、時刻表作成のための印刷製本費34万4,000円を追加するもので、次の13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バスが定員超過したことにより秋北タクシーで対応したため、今後不足が見込まれる分として5万円を追加するものでございます。

次の7目電子計算費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、自治体情報システムの標準化に伴う総合収納システム改修経費として、町村電算システム共同事業組合に対して支払う負担金89万5,000円を追加するものでございます。

19ページ・20ページをお開きください。

2款総務費2項徴税费2目賦課徴收费の18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和8年度から運用を予定している軽自動車税の申告手続きのオンライン化に伴うシステム改修経費として、町村電算システム共同事業組合に支払う負担金55万円を追加するものでございます。

21ページ・22ページをお開きください。

2款総務費5項2目指定統計費7節報償費につきましては、国から国勢調査員の単価

が示されたことから、不足となる国勢調査調査員と国勢調査指導員に対する報償費、合わせて80万8,000円を追加するものでございます。

次に、3款民生費1項2目老人福祉費12節委託料につきましては、見守り事業の利用者が増加していることから、今後不足が見込まれる分として、ひとり暮らし老人等見守り事業委託料19万1,000円を追加するものでございます。

次の3目障害福祉費11節役務費につきましては、自立支援給付費及び障害児者通所給付費の増加に伴う審査支払手数料として4万8,000円を追加するもので、19節扶助費のうち、自立支援給付費は、町内のアルス寮の閉鎖に伴い、自立支援利用者が増える見込みであることから3,568万8,000円を追加し、また、障害児通所給付費は、新規の利用者が増えることから178万円を追加するものでございます。

次の4目医療給付費19節扶助費につきましては、福祉医療費が増加していることから613万6,000円を追加するものでございます。

次の5目国民健康保険費のうち、一番下の27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出すものですが、次の23ページ・24ページをお開きください。内訳として、1つ目は、標準化システム対応に伴う資格確認書のレイアウト変更による印刷製本に係る職員給与費等繰出金であり、2つ目から4つ目までは、それぞれ事業費の確定による追加や減額で、4つの合計で60万2,000円を追加するものでございます。

次に、6目介護保険費のうち、一番最後の18節負担金、補助及び交付金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステムを改修するため、町村電算システム共同事業組合に支払う負担金164万9,000円を追加するものでございます。

次の7目後期高齢者医療費のうち、一番最後の18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和6年度の療養給付費が確定したことにより、一般会計が追加で負担する過年度分の療養給付費負担金332万9,000円を追加するものでございます。

25ページ・26ページをお開きください。

3款民生費2項2目子育て支援費7節報償費につきましては、子育て世帯の経済的支援を拡充することにより子育て環境を充実させるため、誕生祝金170万円を追加するものでございます。

27ページ・28ページをお開きください。

4款衛生費1項2目予防費17節備品購入費につきましては、健康管理システムの標準化システムへの切り替えにより、町村電算システム共同事業組合から端末を更新する

方針が示されたことから、パソコン購入経費として152万8,000円を追加するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、収入保険の加入者が増加したことから、農業経営収入保険等加入促進事業費補助金4万5,000円を追加するものでございます。

次に、8目鳥獣被害対策事業費7節報償費につきましては、クマの出没件数の増加により捕獲や緊急駆除活動の報償費が不足することから、有害鳥獣駆除報償費241万4,000円を追加し、次の29ページ・30ページをお開きいただいて、サルについては、当初見込んだ捕獲頭数から実績が増えていることから、猿害対策関係報償費4万3,000円を追加するものでございます。

次の10目都市農村交流事業費10節需用費につきましては、3つの都市農村交流施設の燃料費と光熱水費の増加に伴い、合わせて26万5,000円を追加するものでございます。少し飛んでいただいて33ページ・34ページをお開きください。

7款商工費1項3目観光費のうち、13節使用料及び賃借料につきましては、今年度に入り、国の補助事業の追加によりコピー使用料が増加していることから、今後不足が見込まれる経費として25万3,000円を追加するものでございます。

次の5目ハタハタ館管理費14節工事請負費につきましては、実績減によるハタハタ館改修工事350万円を減額するほか、消防署の法定点検により指摘を受けた自動火災報知設備受信機を更新するため、300万円を追加するものでございます。

また、17節備品購入費につきましては、クマの出没により室内の健康増進の場としてトレーニングルームを再開することとし、その運動器具を購入するため、350万円を追加するものでございます。

35ページ・36ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費の1目と2目は省略し、3目橋梁維持費の12節委託料は、現在通行止めとなっている水沢橋について、補修することとしておりましたが、多額の経費がかかることから撤去へ計画変更することとしたもので、設計業務委託料に1,000万円を追加し、14節工事請負費につきましては、既に計上している水沢橋橋梁補修工事4,500万円を全額減額するものでございます。

また、21節補償、補填及び賠償金につきましては、水沢橋に添架している上水道管を隣接する下水道管橋に移転することとなるため、公営企業会計に対する補償金3,500

万円を追加するものでございます。

少し飛んでいただいて45ページ・46ページをお開きください。

10款教育費5項6目秋田県自然体験活動センター管理費のうち、10節需用費につきましては、結露防止による冷温水発生装置の稼働増により燃料費と光熱水費に不足が見込まれることから、合わせて78万3,000円を追加するものでございます。

次に、10款教育費6項2目学校給食共同調理場運営費ですが、次の47ページ・48ページを開いていただいて、10節需用費につきましては、米の価格増により今後不足が見込まれる学校給食の賄材料費として、59万1,000円を追加するものでございます。

また、17節備品購入費につきましては、学校給食センターに設置している自動で食材をカッティングするフードスライサーが故障しているため、その購入経費として220万円を追加するものでございます。

次に、11款災害復旧費1項1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費につきましては、今年8月の豪雨による公共土木施設の災害復旧工事として7,169万7,000円を追加するものでございます。

49ページ・50ページをお開きください。

11款2項2目農地農業用施設災害復旧費につきましても、8月豪雨による農地・農業用施設の災害復旧工事として364万4,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

午前 11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど令和7年度八峰町一般会計補正予算について説明を受けたところでございますが、これについて副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 先ほど議案第87号の令和7年度一般会計補正予算の説明の中で、歳入の22款町債の5目土木債3目橋梁整備事業債の説明のところ、ページでいき

ますと13ページ・14ページになるわけですけれども、1,930万円の「減額」とするところを「追加」と説明してしまいました。正しくは1,930万円の「減額」でございますので訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 33ページの商工費5目のハタハタ館管理費のトレーニング機器の購入について伺いたいと思います。

以前もですね、ハタハタ館にはトレーニングルームがありました。老朽化に伴いですね、使用者が大変少ないということで廃止になったと記憶をしております。まあクマの出没によってウォーキングもできないということで、これを計画されたんでしょうけども、私には非常に安易な発想だなと思うところがあります。もしクマの出没がおさまったらどうなるんでしょうか。以前のように利用者がなくなって、また廃止というようなことにもなりかねないなと思っております。

また一つ加えて言いますと、ハタハタ館のシングルルームもそうです。非常に宿泊施設が能代で不足しているということで始めたんでしょうけども、新しいホテルが建ちました。で、またもう一つ新しいホテルもできる予定となっております。そうすると、事業もですね中国木材、風力ともに落ち着いてきている状況の中でですね、果たしてハタハタ館まで宿泊客が来るのかということで、私はどちらとも非常に安易な発想だなと思っております。まあ能代ではアリナスを開放してウォーキングとか皆さんやってるらしいですけども、ハタハタ館は狭い空間でトレーニングルームですので、あくまでも、それを考えますと非常に安易な発想だなと思いますが、その見解を一つと、あと、使用料はどのように想定しているのかという2点についてお伺いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館に今回取り入れるトレーニング機器につきましては、クマの出没等がありまして室内で安全に運動できる環境をつくりたいということで計画したものですけれども、議員おっしゃりますとおり、過去にもトレーニングルームございました。ただ今回は、当時のような専門的な器具は予定しておりません。あくまでもハタハタ館の健康増進というような利用目的に鑑みまして、ウォーキングマシーンですとかエアロバイクの

ような、幅広い年代の方から気軽に利用いただけるようなものを想定しております。

使用料につきましては、前までは一般400円いただいておりますけれども、設備の内容等もだいぶその当時から比べますと小さいものですので、200円程度いただければなというような想定しております。

それから、シングルルームの宿泊に関してですけれども、実際にはやはり議員おっしゃいますとおり、昨年、オープン当時の稼働率までは届いておりませんが、ハタハタ館の方で各、能代市、町内も含めまして営業の方を積極的に取り組んでおります。この後、何度もそういった営業活動を強化しまして、誘客、利用者の増加を目指してまいりますと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございますか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私はですね、クマの出没によってその運動不足の、町民の運動不足を解消するためのトレーニング施設であるならば、八峰町民ということであれば無料でいいんじゃないかと思えますよ。200円の使用料と風呂、汗かいた後、風呂入ったら900円ですもんね。それで、無料、八峰町内の住民だというあれが取れば無料にしていいと思えますが、その辺はどう思いますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私先ほどの答弁の中で200円と申し上げましたところは、入浴をしないお客様の場合という意味でございます。したがって、入浴されるお客様は無料でという方向で考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑、堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、私から補足でありますけれども、町民向け無料というところでありまして、それもひとつ大事な考えだなというふうに今思っております。したがって、今現状では想定している電気代分というような形で200円というような設定でいいかなと、今、事務方では考えておりますけれども、町民向けであれば、クマ対策ということで、そこは無料というところも含めてですね、今後検討していきたいと思っております。

また、アリナスの上のウォーキングのスペースですけども、あそこも3月いっぱい

では無料ということで考えていただいております。当町としましても、そういった目的であればですね、議員おっしゃるような町民向けは無料でいいんじゃないかというようなどころもですね含めて、今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 是非ですねクマの出没がおさまるまでは、町民は無料ということで検討していただきたいと思います。

議長、もう一つ次の質問いいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○1番（笠原吉範君） 次はですね、水沢橋の関係でございます。

水沢橋の解体をするけども新しくは建てないという先ほどの説明でありましたけども、確か私の記憶ではバイパスの構想もちょっとあるようなんですが、それも含めてですね、住民にはちゃんと説明をしなきゃいけないのではないかなと思っております。ここで解体の費用を可決して住民が知らないまに解体されたとなったら、これはもう大変なことです。是非、水沢地区の住民に対する説明会をしていただきたいと要望いたしますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水沢橋撤去に関する地区住民の説明会につきましては、水沢・目名湯の総代、それぞれに確認して、どの範囲で説明会を開催すればいいか伺ったところ、水沢の方からはウトウ坂下地区を含む水沢上地区で、目名湯総代の方からは萩ノ台地区でいいということでしたので、水沢上、ウトウ坂下を含む水沢上地区では11月17日に、萩ノ台地区では11月18日にそれぞれ説明会を行って、水沢上地区では8名、萩ノ台地区では14名の参加がありました。いずれ参加者からですが、除雪の対応、まあ橋がなくなった場合の除雪の対応とか巡回バスの運行計画等について質問がありましたけども、概ね撤去という町の方針については理解が得られたものと考えております。

地区説明会以外の地域の方々については、今後、町広報等を通じて周知していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） そのバイパスに関連しまして、そのバイパスの構想については動きはあるのでしょうか。最後になりますがお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

バイパスというのは、萩ノ台踏切の改良と、萩ノ台踏切から国道までの道路の拡幅改良ということで、これについては、現在、令和8年度の予算に向けて、用地測量やら詳細設計、あとはJRさんの方と一種化に向けた協議の方に取り組んでいる状況ですので、まあ国の方に予算要求しながら順次進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 26ページの誕生祝金についてお伺いします。

この誕生祝金、さきの全員協議会でいろんな意見が出ました。で、今ここに議案として上がってますが、町側から説明があったそのとおりなんでしょうか。あの全協のとこちらのこの内容で、ここに議案として出したんでしょうか。副町長どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 全員協議会でご説明したあの内容で予算措置しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） いろんな意見が出たんですね、全員協議会で。それで、その内容をですよ、あのぐらい意見が出た中で、一つの修正もなく、一つの意見も取り入れることなく、そのまんまこの議案として出してきた。全員協議会で協議する必要なんかないんですね、そうであれば。全員協議会でやはり議会の議員の意見をそれぞれ聞いて、やはりいいところが一つでもあればそれを取り入れて、そしてこの議案として提出するというのは分かるんですが、ただしゃべらせておいて、はい、それまでよということではですね、全協のその意味も全然一つもないわけです。いろんな意見が出ましたよ。町長、取り入れるようなそんな考え方、一つもなかったんですかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員おっしゃるとおりですね、様々のご意見を全協ではいた

だいたところでございます。それをもってですね、実は、まあ事務方と我々も含めてですね、どういったやり方があるかというところを少し考えたところでございますけども、やはり事務の複雑化とかですね、やはりお祝いだっていうところを前面に出していきますと、今の制度でいきたいなというようなところを改めて我々としての考えが固まっておりますね、今回の議会に提案したところでございます。

いずれですね、5年ぐらいに分けてとか、いろんなご意見いただいたところでございますけれども、まずはですね、これの形で進めていきたいなと思っております。

そしてまた、全協の時も説明いたしましたけども、1年の居住というところがあるという条件をつけてますんで、少なくともですね、引っ越ししてきてお金もらって出ていくってようなことは考えられないなというところも意見として出ましたんで、そういったところも含めてですね、全協と同じような提案というふうになっております。どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） この事業はですね、やはり移住・定住を目的とした事業ではないかと思うんですね。八峰町に長く住んでもらう、多く住んでもらう、定住してもらう、移住してもらおうというそういう事業ではないかと思うんですよ。笠原議員が100万円にしろという話もありました。それもやはり移住してもらおうという考え方からだと思うんですね。そういう観点からいけばですよ、1年というのは非常に短い。やはり3年、5年とかですね、そういうスパンの中でこの町に住んでもらうと、そしてお金をちゃんとあげるというような形ですね、そういう事業であってほしいと思うんですね。

ところが、まあその門脇議員のように、お金をあげたから子どもが生まれるということでもない。そのとおりであるんですけども、でも移住・定住を考えれば、やはりスパンをもう少し長くして、そして補助金を出すというような考え方になってもよかったですのではないかなというふうに思うんです。その辺のところどうぞ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 移住・定住というところも実は全協の時にも私も申し上げたんですけども、そういった目的は当然つくんですが、まあ本来の一番の目的はですね、やはりお祝いというようなところでございます。

それで50万円の話をしみますと、第3子以降ですので、少なくとも、もう1子目、2

子目は生まれてて、当然ながらその間ずっとこの八峰町内にいらっしゃるといふようなところを想定しておりますので、10万円というところは第1子にはありますけれども、その50万円の議論をしますと、やはり3子以降ですので、少なくともだいぶ八峰町に住んでいらっしゃる方だろうというふうに思っております。そういった意味で、移住・定住とか後からつく目的ではありますけれども、本来の目的はやはりお祝いだということでご理解いただければなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと何点かあるんですけど、まず一つ、先ほど笠原議員の方からも出されましたけれども、36ページの委託料、水沢橋橋梁補修設計となっておりますけれども、これ廃止するっていうことの設計の委託料なんではないでしょうか。私はですね、まあバイパスの話も出ましたけれども、そこに小・中学生の子どもさんがおらないのかどうなのかは分かりませんが、まあこれから子どもさんが生まれるとしても、その八峰中のスクールバスの範囲になってるのか。小学校の送迎の範囲になっているのか。それと、それから診療所に行ったり、それから水沢駅を利用するにしても、国道7号線を通っていかなければならないっていうことは非常に危険だと思うんです。で、そこに本当にまるっきり撤去していいのかどうなのか。仮に自転車でも通れるよう、歩けるようなそういう方法はできないものなのか。住民との話し合いもあるでしょうけれども、まあ現に住民の中に小・中学生がいなくて子どもがいなくてあればそういう話題にはならないと思うんですけども、今後のこと考えればどのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

委託料の件ですけれども、町としては当初補修ということで考えて、令和7年度に委託料の予算を計上し、詳細設計を発注したところ、基礎部分の状態が思わしくないということで詳細な検討をした結果、廃止ということで方向性を決めたところなんです。ですので、今までは修繕のための委託料でしたので、今度は廃止のための詳細設計を組まなければいけないということで1,000万円を追加して、廃止の方の委託料ということで今回計上をさせていただきました。

あと、小・中学生のスクールバスの件ですけれども、小学生だと思いますが、いずれスクールバスはこちらの方に来られて利用している状況を確認はしております。あと、診

療所とか101号を使って能代の方に行くということですが、まあ現状、あの踏切は軽自動車であれば国道の方に抜けるような状態です。ですが普通車抜けられないので、萩ノ台地区の方は目名湯をかかって101号に抜け、能代方面に向かうということになっております。まあそれですので、踏切を三種でなくて一種の方に変更して国道までの道路を拡幅するということで地区の方には説明し、理解を得られたということで考えております。そうなるまではもう少し時間はかかりますけども、いずれ普通車も通れるような踏切・道路にしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 見上議員、さっき7号線って言いましたけど、国道101号線ですので。

ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの件は地域の方々とよく相談していただきたいと思えます。

18ページの巡回バスの定員オーバーになった件につきまして、18ページに載っておりますけれども、私もそのことを聞いてますが、まあ乗れなくなったってことで非常に焦りますよね。あれ、あふれたってことで。で、それで周りの人たちももう心配して、まあすぐバスが、臨時の町のバスが来るってことですけれども、そういう場合ですね、どのくらい待ち時間があつたのか、そのあふれてしまった人に対して。で、どのように対処したのか。その辺のところを、まあ今後またこういうことがあるとすれば、どこの時点で見極めるのか。その辺のところをお聞きしたいと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの乗車定員超過の分につきましてですけれども、こちらの方は、もともとそういう事態になった場合は秋北タクシーさんの方ですぐに手配をするというような取り決めを交わしております。ですので、実際満車になって次のバス停でいつも乗るような方がいるところであれば、秋北タクシーさんの運転手さんの方から秋北タクシーさんの方に連絡を事前に行くことにもなっているんですが、たまたま普段乗らない方が乗った場合につきましては、それ相応の15分程度は待ち時間が必要になるものと考えております。

あと、この件についてなんですけれども、先ほども申し上げたんですけれども、今後もうこういったケースが多々考えられますので、その際の予算としまして今回補正させていただいたということです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 出産祝金について伺いますけれども、先ほどの町長の答弁の、単なる、単なるっていうか、祝金ということであれば、私が受け取る範囲内では単なる祝金というような考え方に基づいた発言だと思うんですよ。ということであれば、別に1子、2子、3子、差をつけてですね支給するというようなことをしなくても一律に支給した方がいいと思うんですが、町長もう一度考えを伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど申し上げましたように、お祝いがまず第一だということと、やはり第2子、第3子となってきますと当然ながら子育てにも相当のお金がかかるというようなところで、そうした子育て支援というところも含めてですね、第3子は50万円というような形にさせていただいたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） そうするとですね、例えば1人しか産まない人もいるわけだね。1人より必要としないだね。そうなった場合、その家族、家族っていうか、その子どもに対しては10万円ですね。そうすると、2人生んだ人はまず30万円、3人産んだ人は50万円ということであれば、やはりあまりにも差がありすぎると思うんですよ。それよりやはりこれまでどおり一律にして、金額が低かったあれだったら、低かったら上乘せしてやはりするというような考え方が私は一番妥当だと思うんですが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 具体的な金額の提示はございませんでしたけども、いずれ第1子目から50万円とかいうようなことになりますとですね、当然ながら町当局の財政状況もありますんで、そういった段階を踏んでですね、10万円、30万円、50万円というような形にさせていただいたところでございます。いずれこれが最終地点だとは思っておりませんので、まあそういった議員の意見も踏まえながら、今後この制度の在り方についてもしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。
- 10番（門脇直樹君） 28ページの有害鳥獣駆除報償費、今回異常なクマの出没で、猟友会の協力を得てね、本当に猟友会の皆さんには難儀をかけてると思います。鈴木知事の発案で自衛隊まで要請をいたしまして、いち早く八峰町にも来ていただきました。この報償費なんですが、猟友会の皆さんは満足とまではいかななくても、納得していただいているのか。あと、職員ですね、担当の職員。大変、クマ対策だけでなく、クレーム対応も含めてね大変難儀してると思うんですよ。こういう特例なね一極集中の場合の職員の配置とか、もうちょっと負担の軽減をしてやるとか、何かそういう対応はないものか。その辺、町長答弁もらえますか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。
- 農林水産課長（堀内和人君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。
- まず猟友会の報償費関係でございますが、今のところ猟友会員の皆様からは安いという話はいただいておらないところでございます。まあ明後日の一般質問答弁にもございますが、ここら能代山本郡内では、まず八峰町は高い方に位置しておりますので、今のところは猟友会の皆様からは料金安いという話はまだ出ていないところでございます。
- 議長（皆川鉄也君） 堀内町長。
- 町長（堀内満也君） もう一点目の方でございますけれども、まあ当町に対しましてはクマへのクレームというか、そういったところは1件ぐらいしか来てなくてですね、そのクレーム対応に難儀してるというようなところはございませんけれども、確かに先ほども課長も言いましたけれども、相当にですねクマの量も増えておりまして、目撃情報だったり、それへの対応、あるいは猟友会との調整とか、大変担当職員は難儀しているところでございます。しかしですね、ほかの、そこに増員となると、またほかの違う課から職員を連れてきてというような形になりますので、そうなるとほかのところはですね、またこううまく業務が回らないといったところもあります。したがって、議員おっしゃるような増員とまではいっておりませんが、ただ、いずれこのままではよくないというところ、私も副町長もそこは認識しているところでございますので、また来年以降ですね、こういったクマの騒動というか、突然こう大量に出てきてですね、そういった状況になればですね、また改めてその増員というところは違う角度でちょっと考えていきたいなと思っております。

ちよっとうまい答弁であったか分かりませんが、すみません。以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 例えばですね、豪雨災害。災害があれば、防災まちづくりとか総務の方に集中して、その職員ばかりが難儀をする。クマ対策になれば農林水産課の担当職員ばかり難儀する。そういう何ていうかな、特例的な集中した事案がある場合はね、もう少し職員を増員しろとかそういう話ではなくね、もうちょっと何かしらの協力体制ができるような職員間の何かしらのやりとりができないものかと思って今聞いているんですが、一般質問の答弁にかぶらない程度で町長よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご配慮ありがとうございます。

確かに豪雨災害とか今回のクマのような、まあクマも災害だと思っておりますけども、こういったところの対応というのは、やはり突然来ますので、なかなかこう職員の対応というのも本当に大変なところがございます。議員のご提案のですね、おそらく、まあ災害の時には農林とか建設が相当に大変になってきますので、そういったところへの職員の異動はないにせよ、ちょっと部分的な業務を持ってもらうとかですね、違う課に持ってもらうとか、そういったイメージだというふうに思っております。そういったことがですね今後できるような体制づくりというのも、まあ我々幹部職員もですね、しっかりと肝に銘じて今後行政運営していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 22ページの社会福祉費の委託料について伺います。

説明では、高齢化に伴って委託するということの説明だったと思うんですけども、どのようなところに委託して、どういうふうに現状がこういうことで変えられたっていうことの説明がありませんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご質問にお答えします。

委託料が増えたこととその内容についてでございますけれども、委託先につきましては、町の社会福祉協議会の方に委託しております。見回り1件につき2,000円というような形でお支払いしております。現在のところ、昨年度までは五十数名のご利用で

あったものが、今年度に入りまして六十数名と増えてきており、その対応件数もその高齢者等の状況に応じて週1回から3回というふうに増やしておりますので、その関係で事業費が増えたということになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

先ほど特別職、それから議員の報酬の一時金、期末手当に対する内容が盛り込まれましたので、私はこれに反対してますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,379万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入、4款1目保健給付費交付金1節普通交付金5,616万3,000円の追加補正につきましては、療養給付費や高額療養費などの増加に伴う交付金の増額であります。

6款1項1目一般会計繰入金60万2,000円の追加補正につきましては、1節の保険基金安定繰入金保険税軽減分から未就学児均等割保険税繰入金まで、いずれも事業費の確定に伴う歳入の追加と減額補正となっております。これらの額につきましては、先ほど副町長からご説明いただいた一般会計の歳入及び繰出金と連動しているものでございます。

次の7款1項1目前年度繰越金51万9,000円の減額補正につきましては、歳入歳出調整のためのものとなっております。

8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目18節負担金、補助及び交付金、負担金8万3,000円につきましては、副町長のご説明にも先ほどありましたけれども、資格確認証の台紙を電算組合が一括購入したものに対する負担金となっております。

次に、2款2項1目療養給付費18節療養給付費負担金3,972万9,000円と、次の2項1目高額療養費18節高額療養費1,643万4,000円につきましては、例年より重大疾病にかかる療養費が多額であったということなどの事情により追加補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) ご説明いたします。

議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,754万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入についてでありますけれども、8款1項1目繰越金に3,040万5,000円を歳入歳出調整のため追加補正するものでございます。

次の8・9ページ目をお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目地域密着型介護サービス給付費586万8,000円につきましては、グループホームの利用者増加によるものでございます。同じく5目施設介護サービス給付費1,986万3,000円につきましては、特養施設や介護医療院の利用者の増加に伴うものでございます。次の8目居宅介護住宅改修費42万8,000円、9目の居宅介護サービス計画給付費328万1,000円につきましても、要介護認定者の増加により住宅改修、ケアプランの給付実績見込額がそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

次の2款2項介護予防サービス等諸費5目介護予防費福祉用具費購入費なんですけれども、18万1,000円、6目介護予防住宅改修費3万5,000円、7目介護予防サービス計画給付費7万3,000円につきましては、介護予防サービス給付の実績見込額が増加が見

込まれることから、それぞれ追加補正するものでございます。

10ページ・11ページ目をお願いいたします。

2款3項1目審査支払手数料7万4,000円、同じく5項1目特定入所者介護サービス費60万2,000円につきましても、先ほど来からのご説明のとおり、介護サービス給付費の実績見込額の増額が見込まれることから、それぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,978万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,271万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

6・7ページ目をお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1,978万1,000円となります。1節は現年度分特別徴収保険料415万6,000円の減額であります。2節は現年度分普通徴収保険料2,393万7,000円の増額となりまして、差し引きの1,978万1,000円が8・9ページにあります、歳出、後期高齢者医療保険料として秋田県後期高齢者医療広域連合へ支払われる形となります。

今回ご提案する補正予算、保険料収入の増加につきましては、算定基礎となる前年の所得が米価高騰に伴い収入が増えたこと、団塊の世代の方々が本制度への被保険者に移行する中で現役並みの収入の方が多かったということなどが要因として挙がっております。

また、特別徴収は年金額の半分までという制度上の上限があり、収入が多く特別徴収できない場合は普通徴収ということから、特別徴収の減額、そして普通徴収の増額となったものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億489万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6・7ページ目をお願いいたします。

4款1項1目1節前年度繰越金123万6,000円の追加補正につきましては、歳出への財源充当のため、また、歳入歳出合わせのためのものがございます。

次の8・9ページ目をお願いいたします。

今回ご提案いたします追加補正につきましては、秋田県の人事院勧告に基づく人件費に関連する追加補正でございますので、歳入と同額の123万6,000円となります。こちらについては詳細の説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から504万1,000円を減額し、補正後の額を2億4,651万3,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,316万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとします。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費に898万7,000円を追加し、補正後の額を1億8,432万4,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,704万9,000円から504万1,000円を減額し、補正後の額を1,200万8,000円とするものです。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、収益的支出については、秋田県人事院委員勧告に基づく給与改定及び職員1名の退職に伴う人件費の補正であり、資本的支出については、水沢橋に添架されている水道管の移設工事に係る実施設計業務委託料の追加となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますの

でご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用に22万4,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用に18万2,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用に21万円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用に17万9,000円をそれぞれ追加し、合わせて79万5,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,372万7,000円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,519万7,000円に79万5,000円を追加補正し、補正後の額を2,599万2,000円とするものです。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員勧告に基づく給与改定に伴う人件費の追加補正となっております。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますのでご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第19、陳情第6号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第6号は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会への付託

を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情に関して私は反対をいたします。

まずはじめに、この賃金等に関してはですね、春闘で労使双方が合意した内容で2.5%既に上がっているものでありまして、次年度以降も2.2%程度上がるという前提で進んで合意しているものであります。さらに、国の、まあ国内の医療機関、7割ほどの病院が赤字の中でですね、病院経営がもがいている最中に医療の現場の職員だけが10%給料上げろということの要求はですね、あまりにもわがまま勝手な意見だというふうに考えます。さらに、給料が上がるということはですね、我々医療に関わる、医療費が当然高くなるわけでありまして、また保険料を負担している現役世代の負担も当然多くなっていくということに繋がりますので、私はこの陳情に対しては反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成の討論を行います。

文書にもありますけれども、2024年、国は賃上げに特化したベースアップ評価料、それから新介護保険加算を盛り込みましたけれども、目標に2.5%しか達しておりません。今年の春闘の結果で平均2.07%、目標よりも下回っております。で、民間企業との、民間企業は5.52%ですけれども、その3分の1にとどまっています。全産業平均を上回るには、格差をなくして10%に引き上げなければ、この格差は縮まりません。そのためには、存続危機になっている医療・介護施設に緊急の支援が必要です。政府の責任でケア労働者の処遇改善と事業の推進のための必要な要請をしていかなければならないと思いますので、この陳情に賛成をしていきます。賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定されました。

日程第20、陳情第7号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この陳情に対して反対をいたします。

まずはじめに、ケア労働者を大幅に増員しろということではありますが、世の中全ての事業者が人員不足という中で、ケア労働者だけ増やせというふうな一方的な理由の要求は非常に的を射た提案ではないのというふうに思いますし、さらには、その人員に対して増やした後、大幅な値上げもしろという要求は一方的過ぎる。さらにまた、賃上げを要求した中で、逆に患者利用者の負担は軽減するという非常に矛盾した陳情というものは、私は受け付けられないのではないかとこのように考えますので反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 賛成討論をいたします。

今、介護施設とか医療現場では、施設ではもう65%が赤字になってます。で、介護現場では、もうどんどん営業できない、労働者がいない、そして報酬が下げられているということで、今、危機的な状態になってます。こういう現場がなくなると、私たちの介護、誰でも通るこの介護の道、そして医療現場で私たちが気軽にお医者さんにかかれなくなるような、こういうことが起こり得るところまで今来ております。これを打開するためには、是非この陳情を国の責任でもってこれを解決してほしいということをお願いして、提出を求めるものであります。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第7号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情を採

択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択することに決定されました。

日程第21、陳情第8号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) 反対いたします。

介護保険、国保のどちらの制度も給付と負担の適切な組み合わせが重要であってですね、制度の持続可能性を高めていくことが必要だとして私は反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 陳情に賛成の討論を行います。

今、介護現場では、2024年度の介護事業者が179件倒産しております。過去最多の記録になっております。コロナ禍、大型の連鎖倒産が発生し、2022年には144件を大幅にこれを上回っております。業者別は、介護報酬のマイナスの改定やヘルパー不足などが影響して、訪問介護が86件、全体で48%を占めておりますが、これも過去最多の倒産になっております。能代市でも大手の介護デイサービス事業者がこれを撤退いたしました。介護保険法が制定されて、2000年に制定されましたけれども、本当にこの今最多となっているこの介護現場、これを何とかしなければ、私たちの老後が危ない状態になっております。是非これを地方の方から、この倒産することのないように、事業が続けられるように、そしてそこで安心して働く人たちが生活できるようにするためには、地方から声を上げていかなければならないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第8号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択することに決定されました。

日程第22、陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23、陳情第10号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第10号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦労様ございました。

午後 2時09分 散 会

